

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【公表番号】特表2012-524543(P2012-524543A)

【公表日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2012-042

【出願番号】特願2012-507308(P2012-507308)

【国際特許分類】

A 2 3 K 1/18 (2006.01)

A 2 3 K 1/16 (2006.01)

A 2 3 K 1/14 (2006.01)

【F I】

A 2 3 K 1/18 B

A 2 3 K 1/16 3 0 1 G

A 2 3 K 1/16 3 0 4 C

A 2 3 K 1/14

A 2 3 K 1/16 3 0 1 F

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月2日(2013.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

反芻動物用飼料組成物であって、

L-リジン硫酸塩を含み、粒径が0.3mm～3.0mmである粒状コアと、

第1胃バイパスを促進して高い腸内消化率を保つコーティング材料であって、前記コアを取り囲む2つ以上のコーティング材料の層を含むコーティングと、  
を含み、

前記コーティング材料は、

少なくとも部分的に水素添加され、パーム油、ダイズ油、ナタネ油、綿実油及びヒマシ油からなる群から選択される植物油と、

ステアリン酸、オレイン酸、レシチン及びパーム油からなる群から選択され、最終生成物重量の0.5wt%～10wt%の量で存在する改質剤と、

から本質的になり、

前記コーティング材料の融解温度が50～80の範囲であり、

前記コアと前記コーティング材料との重量%比が50：50～70：30であり、

前記コーティング材料の層によって、少なくとも80%の第一胃バイパス率、及び少なうとも70%の腸内消化率を示す、組成物。

【請求項2】

前記コーティング材料は、ナタネ油及びダイズ油から選択される前記植物油を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記改質剤は、オレイン酸、ステアリン酸、またはオレイン酸とステアリン酸との混合物である、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記コアと前記コーティング材料との重量%比が50:50~60:40である、請求項1ないし3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

前記改質剤は、最終生成物重量の2wt%~4wt%の量で存在する、請求項1ないし4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

リジンによって反芻動物の食餌を補う方法であって、

前記反芻動物に、請求項1ないし5のいずれか1項に記載の反芻動物用飼料組成物を与えることを含む、方法。

【請求項7】

前記植物油がダイズ油である、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記植物油がナタネ油である、請求項6に記載の方法。

【請求項9】

反芻動物用飼料組成物を製造する方法であって、

L-リジン硫酸塩を含み、粒径が0.3mm~3.0mmであるコアを得ること、

前記コアを、第1胃バイパスを促進して高い腸内消化率を保つコーティング材料であって、液体植物油及び改質剤から本質的になる連続したコーティング材料の層でコーティングすること、

前記コーティング材料の層を固化させて、コーティングされたコアを得ること、

前記コーティングされたコアを1つ又は複数のさらなるコーティング材料の層で取り囲むこと、

を含み、

前記液体植物油は、

少なくとも部分的に水素添加され、パーム油、ダイズ油、ナタネ油、綿実油及びヒマシ油からなる群から選択され、

前記コーティング材料の融解温度が50~80の範囲であり、

前記改質剤は、

ステアリン酸、オレイン酸、レシチン及びパーム油からなる群から選択され、最終生成物重量の0.5wt%~10wt%の量で存在し、

各々のコーティング材料の層を固化させた後、次のコーティング材料の層を追加し、

前記コアと前記コーティング材料との重量%比が50:50~90:10であり、

前記コーティング材料の層によって、少なくとも80%の第一胃バイパス率、及び少なくとも70%の腸内消化率を示す、方法。

【請求項10】

前記コアをバッチプロセス又は連続プロセスでコーティングする、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記改質剤は、オレイン酸、ステアリン酸、またはオレイン酸とステアリン酸との混合物である、請求項9又は10に記載の方法。